

明石まちとまつりプロジェクト広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明石まちとまつりプロジェクトホームページ(以下「当ホームページ」という)の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 当ホームページに掲載する広告は、明石まちとまつりプロジェクトの広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、サイト訪問者に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1、法令又は条例で禁止された物事を扱うもの
- 2、ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切なもの
- 3、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 4、政治性及び宗教性のあるもの
- 5、人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- 6、他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- 7、明石まちとまつりプロジェクトの広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- 8、公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- 9、非科学的又は迷信に類するもの
- 10、社会的に不適切なもの

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー画像のサイズ及びファイル容量は、掲載するページにより指定された次のいずれかとする。

ア 横 200 ピクセル, 縦 60 ピクセル, データ容量 5KB以下

イ 横 120 ピクセル, 縦 40 ピクセル, データ容量 4KB 以下

(2) 形式 GIF, JPEG, PNG

(3) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない

(掲載料金)

第4条 掲載料については、<http://www.akashi-matsuri.net/banner.htm> の料金表に記したものとする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とする。

2 広告掲載期間中、明石まちとまつりプロジェクトの都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、当ホームページなどの媒体を活用して公募する。

(掲載の申し込み)

第7条 当ホームページへの広告掲載希望者は、広告掲載申込書により、郵送、FAX、またはEメールでサイト管理会社 有限会社インフォースに指定する期間内に申し込むこととする。その際、有限会社インフォースは必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(掲載決定等)

第8条 明石まちとまつりプロジェクトは、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 有限会社インフォースは、広告掲載の可否が決定された時は、その結果並びに掲載内容及び条件等について当ホームページ広告掲載決定通知書により広告掲載希望者へ通知する。

3 明石まちとまつりプロジェクト及び、有限会社インフォースは、広告掲載希望者が規定する枠数を超えたときは、抽選により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(審査機関)

第9条 当ホームページの広告掲載に係る審査は、明石まちとまつりプロジェクトが行うこととする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、指定する期日までに、有限会社インフォースが指定する口座へ一括前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 明石まちとまつりプロジェクト及び有限会社インフォースは広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1ヶ月単位とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 明石まちとまつりプロジェクトは次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

- (2) 指定する期日までに広告原稿(データ)の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主, バナー広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が, 各種法令に違反している, あるいはその恐れがあるとき, またはこの要綱等に抵触するものであるときで, 前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他, 当ホームページへの広告掲載が適切でないと明石まちとまつりプロジェクトが判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により, 当ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは, 広告主は書面によりサイト管理会社有限会社インフォースに申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は, 納付済みの広告掲載料はいかなる事由があっても返還できないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により, 広告が掲載できなかったときは, 納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は, 掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第15条 広告の内容等に関する責任は, 広告主が負うものとする。

2 第三者から, 広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は, 広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか, 広告に関し必要な事項は明石まちとまつりプロジェクトが定める。

附則

(施行期日)

この要綱は, 平成19年9月1日から施行する。